

新型コロナウイルス感染拡大に伴う  
保育所等の臨時休園等への対応に係る

## ベビーシッターご利用の流れ

教育・保育支給認定 or 施設等利用給付認定は申請済みですか？  
→就労要件の方のみ対象

YES

NO

別途、申請が必要  
※詳細は市HPをご確認ください。

お子さんが在園中の保育園等に「ベビーシッター利用支援事業対象者確認届出書（コロナ休園用）」を提出しましたか？

YES

NO

保育園等又は市役所に  
事前に届出が必要

「ベビーシッター利用支援事業 利用約款」を必ずお読みください。

### 〜〜〜保育園等が臨時休園した時の流れ〜〜〜

市から「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書」を対象者宛てに送付

認定事業者の中から事業者を選び、「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書」を提示の上、契約を締結（※ベビーシッター利用当日までに、本事業の助成券の発行が間に合わなかった場合の対応については、事前に認定事業者へ確認をしてください。）

「ベビーシッター利用支援事業 アカウント発行申請書（コロナ休園用）」の申請はしましたか？

YES

NO

市役所で手続き  
助成券発行のために必須

専用アカウントにおいて助成券を発行し、画面上に表示された助成コード（番号）を、利用の都度、ベビーシッターに伝えます。